

埼玉県肥料高騰対策事業説明会 事前質問(農林水産省関東農政局長の回答)

	質問内容	質問者	回答
1	申請期間は注文日に準ずるとのことでしたが、春用肥料を7月に注文し11月以降の納品の場合、使用時期は翌年の春用ですが秋肥期間(11月1日～1月20日)に申請を行わなければならないという認識でよろしいでしょうか。	株式会社 中セキ関東甲信越	納品される肥料の価格が、令和4年6月～10月末までの価格であれば、秋肥の期間で申請を行うこととなり、11月～令和5年5月の間での価格であれば、春肥の申請となります。 適切な申請期間については、埼玉県協議会と御相談ください。
2	上記の質問1が秋肥期間に申請しなければいけない場合、1月～3月に納品分のものに対し、領収書または請求書が出せず秋肥期間での申請が困難ですが、秋肥期間に申請する内容(支援金額算出の際の価格上昇率は秋肥の数値)は変えず、春肥期間に合わせて申請することは可能でしょうか。	株式会社 中セキ関東甲信越	基本としては、納品される肥料の価格が、令和4年6月～10月末までの価格であれば、秋肥として申請いただくことが望ましいと考えますが、埼玉県協議会と御相談ください。
3	11月に注文し11月以降納品の場合、通常春肥申請だと認識しているのですが、7月に注文した肥料の追加注文として、7月の価格で販売する場合の申請は春肥でよろしいでしょうか。価格は7月注文分(秋肥期間)と同じですが、申請は支払い義務が発生した日が基準ということ是不変わらない、という認識で良いのでしょうか。	株式会社 中セキ関東甲信越	7月の価格で販売する場合の申請については、秋肥で申請をお願いいたします。
4	領収書または請求書の代わりに、当社で使用している一覧売上データ(顧客名、品名、数量、金額記載)を使用したいのですが、必要事項が記入してあれば対象外の商品が記載されていても代用可能なのでしょうか。	株式会社 中セキ関東甲信越	Q&A問5-5(3): 支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要です。このため、領収書や請求書を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。請求書等と同等の購入者名、肥料名、数量、購入金額、購入した店名が記載されていれば可能と思われますが、対象外の商品が記載されている場合は、支援対象のものが明確に区別できるよう示されることが必要です。
5	取組メニュー「ア、土壌診断による施肥設計」の診断項目は、具体的にどこまで調査し施肥設計を行えば取り組んだと認められるでしょうか。簡易で良い場合の認められる項目は何になるでしょうか。また、結果は数値として出さなければならないのか、多い少ないといった傾向が分かればいいのか、教えていただきたいです。	株式会社 中セキ関東甲信越	検査項目について規定はなく、多い少ないとの傾向を見る簡易キットでもですが、農業者が自ら説明できるよう準備をお願いします。また、結果については、Q&A問4-14: 取組実施者は、令和6年の実績報告の際に、2年間の化学肥料低減の取組結果(取組の実績)を県協議会に報告いただきます。 また、県協議会は、これらの報告が正しく行われているか、取組実施者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行いますので、支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を保管しておいてください。

6	<p>取組メニュー「イ、生育診断による施肥設計」の診断時期、項目、回数等内容に決まりはあるでしょうか。例えば葉色調査の際、機器を使用して数値を出さなければならないのか、またはカラスケールの使用も可能なのか、外観で慣行区との比較や例年との比較でも構わないのでしょうか。また、記録の残し方に決まりはありますか。</p>	株式会社 中セキ 関東甲信越	<p>取組メニューの「イ、生育診断による施肥設計」の診断時期、項目、回数等内容に特段制限はありません。カラスケールの使用も可能です。なお、記録の残し方については、Q&A問4-14:取組実施者は、令和6年の実績報告の際に、2年間の化学肥料低減の取組結果(取組の実績)を県協議会に報告いただきます。 また、県協議会は、これらの報告が正しく行われているか、取組実施者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行いますので、支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を保管しておいてください。</p>
7	<p>注文票などとは、納品書で可か。</p>	有限会社 岡野屋商店	<p>Q&A問1-2:注文票は、本年秋肥については令和4年6月～10月に注文したもの、来年春肥については令和4年11月～令和5年5月に注文したものであり、注文時期がわかるものとして提出を求めているものです。納品書では、この対象期間に適用された価格で購入した肥料であるか判断できませんので、注文票の代用にはなりません。なお、当用買いなどで注文票がない場合は、請求書または領収書を提出いただきます。 Q&A問5-5(3):支援金の対象となる肥料代金については、参考農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要です。このため、領収書や請求書を典型的な処理等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。請求書等と同等の購入者名、肥料名、数量、購入金額、購入した店名が記載されていれば可能と考えます。</p>
8	<p>肥料費補助事業、農家5戸以上のグループで申請する、とあるが、肥料販売店で1グループになるのか、規約等が必要なグループなのか。</p>	株式会社 モリタネ	<p>法人経営の肥料販売店では定款が定められているため、これをもって組織運営に関する規程がある組織として、5戸以上の参加農業者の申請を取りまとめてください。 なお、個人事業主である肥料販売店につきましては、5戸以上の農業者が参加され、代表者の定め、規約や規定等が整備されていれば、取組実施者となることができます。</p>
9	<p>生産者(1法人)の従業員が5人以上なら法人単体で申請は可能か。</p>	株式会社 モリタネ	<p>Q&A問3-5:他の農業者とグループを構成しての申請が難しい場合は、農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で取組実施者としての申請が可能です。</p>
10	<p>JAから購入した肥料も肥料販売店の窓口で申請できるのか、またその逆の場合も可能か。</p>	株式会社 モリタネ	<p>問6-4:可能です。ただし、重複申請(例えば、系統が商系分をまとめて申請し、商系が商系分のみを申請するなど)が発生しないよう、取組実施者間で十分に連携・調整を行って下さい。また、農業者に対しても、2つの取組実施者を通じて支援金を申請する場合はその旨をそれぞれの取組実施者に報告するよう、県協議会など関係機関から注意喚起してください。 県協議会においても、県内の取組実施者及びこれを構成する農業者が整理された段階で、重複申請が発生していないか確認するよう努めて下さい。 なお、系統又は商系のどちらかの取組実施者が、農業者が両者から購入した伝票をまとめて申請する場合、独占禁止法上、問題となるような行為(申請手続きを一括して行う見返りとして今後の購入を約束させる等)は厳に慎むよう徹底してください。</p>

11	<p>水稲20ha栽培した場合、肥料削減に取り組める品質が半分だとしたら、その分のみが事業対象となるのか。</p>	株式会社モリタネ	<p>支援対象となる肥料は、低減に取り組む作物・面積のみではなく、参加農業者が農業経営を行うに当たって購入した肥料全てになります。</p> <p>その上で、Q&A問4-5: 化学肥料の低減に向けた取組については、その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物(例えば、秋肥の申請においては、秋肥を使用する作物)で取り組んでください。</p> <p>前述の作物の作付面積の合計の半分以上を占める作物(代表的な作物)があれば、その作物で取り組んでいけばよいこととします。多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合は、これに準ずる作物群のうち2品目以上で取り組んでいけばよいこととします。取組の実施面積についての規定はありませんが、既に行っている取組の場合、その面積を拡大すれば取組の強化に該当します。</p>
12	<p>肥料削減の取組みを実施したかどうかは、いつ誰が確認するのか。 ※実収量まで調べないと取組を実施した意味がないのでは。</p>	株式会社モリタネ	<p>Q&A問4-14: 取組実施者は、令和6年の実績報告の際に、2年間の化学肥料低減の取組結果(取組の実績)を県協議会に報告いただきます。</p> <p>また、県協議会は、これらの報告が正しく行われているか、取組実施者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行いますので、支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を保管しておいてください。</p>
13	<p>化学肥料のみの補助対象なのか。</p>	株式会社モリタネ	<p>Q&A問5-4: 支援金の算定に用いる肥料費は、原則として肥料法に基づく肥料を対象としており、化学肥料に限定するものではありません。ただし、農業者等が購入したものに限られるため、領収書などが必要であり、自給堆肥などは対象外となります。</p>
14	<p>有機100%肥料や乾燥鶏糞等などの補助はどうか。</p>	株式会社モリタネ	<p>Q&A問5-4: 支援金の算定に用いる肥料費は、原則として肥料法に基づく肥料を対象としており、化学肥料に限定するものではありません。ただし、農業者等が購入したものに限られるため、領収書などが必要であり、自給堆肥などは対象外となります。</p>
15	<p>化学肥料の2割削減とは窒素成分2割削減することなのか。何の根拠で2割とするのか。</p>	株式会社モリタネ	<p>交付等要綱の第1にあるように、肥料価格高騰による農業経営への影響の緩和と化学肥料の低減のため、窒素のみならず化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者を支援することとしたところです。</p> <p>なお、特別栽培農産物については、窒素成分の削減率によって認定している場合もあるため、2割低減に向けた取組をお願いします。</p>

16	年1回まとめて購入されたお客様の申請はどのようにすればよろしいでしょうか。	エヌ・ピー・ケー貿易株式会社	肥料の購入時期、価格が本事業の対象期間内であれば、申請は可能です。購入時期により申請期間も異なるかと思っておりますので、御確認の上、埼玉県協議会に申請の時期等を御相談ください。
17	補助対象になる肥料の種類と成分を教えてください。	金子商店	対象となる肥料については、肥料登録銘柄検索システム - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC) ホームページ (http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4.html) の一番下のところに「同意する」の文字をクリックすると利用画面に移動します。移動後の画面では、以下の項目があり、 1. 肥料登録銘柄検索システム 農林水産大臣銘柄検索システム 都道府県知事登録銘柄検索システム 2. 農林水産大臣銘柄情報の一括ダウンロード 2. を活用すれば大臣登録については、一覧表形式のデータを入手することが可能です。 普通肥料であれば、保証成分が決まっています。特殊肥料に成分量の規定はありません。
18	事前に準備した肥料の取り扱いについて教えてください。令和4年6月から令和5年5月までに使用する肥料を令和4年5月までに購入済みの場合。	金子商店	Q&A問5-15: 今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。このため、対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。また、対象期間に請求書や領収書を受領した肥料代金であっても、対象期間より前に予約注文したものや納入・使用した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。Q&A問5-16: このため、令和5年5月までに購入済みとなる肥料であれば、春肥の時期に申請が可能と考えます。
19	令和5年の稲作用の肥料が既に購入済みの場合の申請は来年の春肥の申請扱いになりますか。	金子商店	上記回答のとおり、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。このため、対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。また、対象期間に請求書や領収書を受領した肥料代金であっても、対象期間より前に予約注文したものや納入・使用した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。なお、購入済みの稲作用肥料の購入時期が、令和4年6月～10月までの間であれば、支援金の算定の観点から、秋肥用の申請として提出いただくのが適切と考えます。

20	年2回づつ連続して値上されているが、上昇分の7割の支援金とあるがその基準価格はいつか。	有限会社かねすぎ商店	今のところ、「令和4年秋肥料、令和5年春肥の年2回」と「年1回」の2つのパターンについて、それぞれの1年前と比べた価格上昇率(計3つ)を定めることを想定しています。その算定については実施要領別記3第2の2(3)の規定により「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により定めることとしており、本年6月～10月の販売分肥料については、9/30に公表された8月の農業物価指数を踏まえ、「1.4」とされたところです。
21	他県の農家様に納品した肥料の対応をについて教えてください。	埼玉農工幾料販売株式会社	取組計画書等の申請先は基本的に参加農業者が所在する都道府県協議会になり、各都道府県ごとに申請書類の様式やスケジュール等が定められている場合がありますので、事前に申請先の協議会に申請手続きについて御相談をいただくようお願いいたします。
22	また、他の販売店様扱いの肥料の対応について教えてください。	埼玉農工幾料販売株式会社	他の肥料販売店で購入された分をお取りまとめいただくことについては差し支えありません。
23	提出書類のうち、領収書と請求書の書式について詳しく教えてください(宛名が必須か？商品名はどの程度分かればいいのか？)	株式会社コメリ	支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要となります。例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載され「支払義務が発生している」と判断しうると考えています。肥料の種類(商品名)、数量、購入費が記載されているものとしてください。
24	県協議会が5%程度の者に対して低減の取組みをしているか見るために現地確認を行うと思うが、購入した肥料が適切にその期間内で使われているかどうかについては、どのように確認するのか。何件か抽出して抜き打ち検査を実施するのか。	東松山市農政課	Q&A問4-14:取組実施者は、令和6年の実績報告の際に、2年間の化学肥料低減の取組結果(取組の実績)を県協議会に報告いただきます。また、県協議会は、これらの報告が正しく行われているか、取組実施者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行いますので、支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票等)を保管しておいて、当該肥料を使用した営農を行っていたことを説明できるようにしてください。
25	化学肥料低減計画書はどこにありますか。	岡村商店	ひな形は農水省HPに掲載の実施要領参考様式第2号になります。なお、県により実態に合わせて定めることが可能のため、詳しくは埼玉県協議会に御確認ください。

26	農業者グループの名簿のひな型はあるのか。	岡村商店	ひな形は準備していませんが、参加農業者の氏名又は法人・組織名、住所、連絡先があれば良いと思います。
27	当社は群馬県にて肥料販売業を担っております。埼玉県の家の方々への販売も少なくないため、説明会へ参加させていただきたいと思っております。 つきましては、当社のような他県で経営する事業者に対する注意事項等がありましたら当日お答えいただければ幸いです。	有限会社 松葉屋	取組計画書等の申請先は基本的に参加農業者が所在する都道府県協議会になり、各都道府県ごとに申請書類の様式やスケジュール等が定められている場合がありますので、事前に申請先の協議会に申請手続きについて御相談をいただくようお願いいたします。
28	会社事業所所在地は東京都だが、肥料販売先である県内農業生産者に販売する場合、貴県協議会に弊社が取組実施者として申請することは可能でしょうか。	昭光通商アグリ株式会社	可能と考えますが、詳細は埼玉県協議会と御相談ください。
29	申請意向のある、貴県の生産者が10名いて、他県の生産者が3名の場合、貴県協議会にまとめて申請することは可能でしょうか。	昭光通商アグリ株式会社	可能と考えますが、詳細は埼玉県協議会と御相談ください。
30	領収書に肥料代以外(農薬代等)が書いてある場合、肥料代だけの領収書を再発行しなければならないのですか。	有限会社 モータウン	新たに肥料代だけの再発行は要しないが、支援対象となる肥料が明確に区分できるよう、示してください。
31	複数の所から肥料を購入している場合の申請方法	株式会社橋本商店	各購入先で申請をいただくか、1カ所でお取りまとめの上、申請ください。
32	注文票、領収書、納品書がない場合、小売店の明細台帳でも申請できるでしょうか。	株式会社橋本商店	Q&A問5-5(2)支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要となります。 このため、領収書又は請求書を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。 なお、例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載されているものが一般的であり、「支払義務が発生している」と判断しうると考えています。 一覧で対応する場合、あらかじめ都道府県協議会や地方農政局等にお問い合わせください。
33	協議会に入っていない販売店の対応について	株式会社 ミドリ	県の協議会の所属の有無は、要件としていませんので、県協議会に申請をいただければと存じます。
34	県をまたぐ販売の対応について	株式会社 ミドリ	県協議会による審査・確認等を確実にを行うため、同一県内に主たる事務所を置く受益農業者のみで取組実施者を組織することを基本としますが、必要に応じて県の協議会に御相談ください。

35	<p>納品業者に、化成肥料と有機肥料をブレンドして商品として納入してもらっている。納品業者は有機配合肥料製造者に委託して配合を決め製造。この場合の助成は、どう決定されるのか。</p>	株式会社 満洲ファーム	<p>対象となる肥料は、肥料法に基づき登録又は届出のある肥料となるため、農業者の依頼を受けて配合された肥料銘柄は、登録も届出もないため対象となりません。一方で、配合前の化成肥料・有機肥料を農業者が購入していれば、その領収書等で申請は可能と考えます。その後、当該肥料の配合手数料については、農業者が自己負担で行ったと整理するなど工夫いただければと思います。</p>
36	<p>組合員が商系で購入し、JAへ申請した場合の対応について改めて確認したい。 注文票を用いることなく販売した場合(口頭注文等)領収書や請求書のみで良いのか。</p>	JAさいたま	<p>注文票がない場合は、請求書や領収書でも可能と考えます。</p>
37	<p>集落営農法人の場合、決済が法人口座のため、法人代表者による申請で良いのか。(法人に各構成員が紐づいている)また、化学肥料低減計画書も集落営農法人として1枚の提出で良いのか。</p>	JAさいたま	<p>Q&A問4-15: 取組実施者単位で、施肥設計や肥料銘柄を見直す、堆肥を導入するなど、地域や品目の実状に応じた低減の取組を考えていただき、まとめて取り組むことは、化学肥料の低減を進める上で効果的な取組であると考えています。 実施農業者ごとに計画書を提出いただくことが基本ですが、農業者グループで統一的な取組を行っている場合で、各農家が確実に取り組むことや必要な情報(農家毎の作付面積、確実に肥料を購入して自ら使用することの確約)が確認できれば、まとめて計画書を提出することも可とします。</p>
38	<p>JAシステムの肥料購入明細について県下統一を検討頂いておりますが、回答願います。</p>	JAいるま野	<p>Q&A問5-5(2) 支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要となります。 このため、領収書又は請求書を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。 なお、例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載されているものが一般的であり、「支払義務が発生している」と判断しうると考えています。</p>
39	<p>農業者に配分された支援金は、税制上どのように扱えばよいのか。</p>	会場	<p>Q&A問6-7: 通常の補助金と同様に、農業所得の雑収入として取り扱うことと考えております。</p>